

学生による企画提案活動支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学生が提案して子どもの健やかな成長をサポートする事業及び自らの学びや成長につながる事業を支援することにより、次代を担う青少年の育成を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、香川県内の大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校に在学する学生3名以上、かつ監督者として支援教員、青少年育成支援コーディネーター及び青少年育成支援スーパーバイザーのいずれか1名以上で構成されるグループとする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、学生が提案して、子どもの健やかな成長をサポートする事業及び自らの学びや成長につながる事業とする。ただし、次のものは対象としない。

- (1) 事業の目的が、営利、政治、宗教活動を行うなど助成することが適切でない場合
- (2) 国や県などから助成金や物品の提供を受けている事業

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の全額とし、1グループあたり15万円を上限とする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成対象事業を実施する経費のうち、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、保険料、手数料とする。報償費、旅費、食糧費を必要とする場合は、事前協議を要する。また、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 継続的な団体等の運営費
- (2) 備品購入費（申請者の資産となるような物品の購入費）
- (3) 参加者個々に係る経費（参加記念品代、施設入場料、宿泊費等）

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（第1号様式）により、別に定める日までに（公財）明治百年記念香川県青少年基金代表理事（以下「代表理事」という。）に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 代表理事は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、毎年度の予算の範囲内において助成するものとする。

2 前項によって助成を決定したときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 助成金の交付決定を受けたもの(以下「助成事業者」という。)は、事業を中止又は事業の内容を変更しようとするときは、助成金交付変更(中止)承認申請書(第3号様式)を代表理事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、助成金額の増減を伴わないもの及び、助成目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。

2 代表理事は、前項の承認をする場合において、助成金の額を変更したときは、助成金交付変更(中止)決定通知書(第4号様式)により、助成事業者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第9条 助成事業者は、助成の対象となった事業が完了した日以降1ヶ月以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に、必要な書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第10条 代表理事は、前条の規定による報告書を審査して適当と認めるときは、助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

2 代表理事は、助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとする。

(助成金の支払)

第11条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは速やかに請求書を代表理事に提出する。

2 代表理事は、前項の請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の概算払)

第12条 代表理事は、助成金の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 助成事業者は、概算払いを受けようとするときは、助成金概算払請求書(第6号様式)を代表理事に提出するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第13条 代表理事は、助成を受けたものが偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明したときは、助成金交付の決定を変更し、若しくは取り消すことができる。この場合、助成を受けたものは、変更、若しくは取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならない。

(調査等)

第14条 代表理事は、必要に応じて申請者に対して事業の進捗状況等の報告を求め、又は指示をすることができる。

(関係書類の保存)

第15条 助成事業者は、対象事業の収入及び支出を記載した帳簿を整え、経理の状況を常に明確にし、関係書類と共に事業終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。